

福岡県公報

平成23年6月1日
第3261号

目次

告示(第930号-第947号)

- 福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務の委託 (県営住宅課) 1
- 保安林の皆伐面積の限度の公表 (森林保全課) 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 漁業共済の加入区の設定の一部変更 (漁業管理課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 土地改良区の清算人の就任 (農村整備課) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 6
- 土地取用法に基づく事業の認定 (用地課) 6
- 土地改良事業計画の変更の認可 (農村整備課) 7

公告

- 意見募集の結果の公示 (建築指導課) 7
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 8

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (廃棄物対策課) 8

雑報

○公有水面埋立ての承認出願の内容を記載した書面及び関係図書の縦覧 (港湾課) 9

正誤

○土地改良区の役員の就任及び退任(平成23年5月福岡県告示第862号)中正誤 10

○県が管理する港湾施設の概要の一部改正(平成23年4月福岡県告示第618号)中正誤 11

告示

福岡県告示第930号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

福岡県告示第931号

平成23年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
-------	--------	------	-------------	----------------------

筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	639.65
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	247.84
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	727.18
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	256.32
〃	干害防備保安林	うきは	うきは市	0.16
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	882.57
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	231.71
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.19
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1159.23
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	105.48
〃	干害防備保安林	嘉麻	嘉麻市	0.01
〃	〃	宮若	宮若市	0.21
〃	〃	飯塚	飯塚市	0.28
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	337.80
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	98.43
〃	水源かん養保安林	今川	〃	809.03
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	245.71
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	191.82
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	304.02

福岡県告示第932号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市矢部村北矢部字下スタ506の16、字赤ニタ730の1、730の2、矢部村矢部字焼山2235の7、字惣実3839の2、3842の2、3932の1、3932の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字焼山2235の7（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第933号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
遠賀郡岡垣町大字戸切字畑1472、1461・1471の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第934号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字野田字崩ノ谷834の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第935号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町北大淵字木浦木2229の1、字倉谷3048、3050、字枝記浦木5141、5157、黒木町田代字小別当1069の1、1071、1072の1、1072の9、字池ノ谷1545の1、黒木町土窪字上大谷2939から2941まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第936号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町大淵字村上8526の16、黒木町笠原字上合志木8505の1、8505の7、字大石10690の28

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第937号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市下字力丸2488の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第938号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年6月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡 早良線 大野城	糸島市高祖600番1先から 糸島市末永540番4先まで
福岡	福岡 早良線 大野城	糸島市末永671番1先から 糸島市末永673番1先まで

福岡県告示第939号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年6月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	大野城 二丈線	糸島市末永418番9先から 糸島市末永656番先まで

福岡県告示第940号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩松隈字行合514番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区十郎川団地10-302
野中 進

福岡県告示第941号

漁業共済の加入区の設定（平成17年6月福岡県告示第1143号）の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により公示する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

表中

深江加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧深江漁業協同組合の地区	小型一般漁業	を
-------	--------------------------------	--------	---

深江加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧深江漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業及び小型一般漁業	に
-------	--------------------------------	------------------	---

改める。

福岡県告示第942号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字原上山ノ後1361番3、1361番5、1362番3、1362番4、1362番13及び1362番14
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡新宮町大字原上897番地
原上区長 岩隈 康成

福岡県告示第943号

解散した清算法人西吉富西部土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
末吉 憲一	築上郡上毛町大字緒方189番地
中森 孝	〃 〃 大字尻高1258番地
則武 利明	〃 〃 大字成恒113番地2
石橋 佳佑	〃 〃 大字矢方464番地
小森 博人	〃 〃 大字成恒280番地1

福岡県告示第944号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	福岡線 日田	前	太宰府市通古賀5丁目 550番3先から 太宰府市通古賀5丁目 991番4先まで	14.6 ～ 19.2	21.5
			後	太宰府市通古賀5丁目 550番3先から 太宰府市通古賀5丁目 991番4先まで	14.6 ～ 15.8	

福岡県告示第945号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	筑紫野線 筑穂	前	筑紫野市吉木2385番7 先から 筑紫野市吉木2577番1 先まで	12.5 ～ 31.0	825.0
			後	筑紫野市吉木2385番7 先から 筑紫野市吉木2577番1 先まで	12.5 ～ 31.0	

福岡県告示第946号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 起業者の名称
朝倉市
- 2 事業の種類
原鶴水辺広場整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県朝倉市杷木志波字原鶴地内
 - (2) 使用の部分
福岡県朝倉市杷木志波字原鶴地内
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する広場」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である朝倉市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、繰越明許費に係る平成22年度一般会計補正予算について議会の議決を得ており、既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
本件事業は、朝倉市が原鶴温泉街の中心部であり、筑後川に架かる原鶴大橋のたもとにおいて、河川敷の緑地と一体化した空間として、また、親水性の確保を行った憩いの空間として、同市杷木志波字原鶴地内に水辺広場の整備を行うものである。

現在朝倉市では、観光の振興について、市としての一体的な観光振興体制の構築を図り、市外に対して観光情報の積極的な提供を行うとともに、市内に点在する観光資源や交流施設の連携を促進し、観光地としての集客力の向上と来訪者の増加を目指し、また、滞在時間の延長につなげる活動を推進し、滞在型の観光・交流拠点としての確立を目指している。

しかしながら、観光・交流におけるニーズの多様化や、昨今の経済情勢の悪化の影響は、市内の重要な観光・交流拠点の一つである原鶴温泉街においても、宿泊客の減少という事態をもたらしているため、温泉街としての賑わいが失われつつあり、滞在型の観光・交流拠点としての確立には程遠いのが現状であり、「朝倉市原鶴地域振興計画」の中でも、原鶴温泉街の魅力を向上させることを掲げている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、原鶴温泉街における交流の拠点が整備され、宿泊客の大幅な増加が見込まれるとともに、滞在型の観光・交流拠点としての確立が期待できるなど、観光の振興と地域の活性化に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業の起業地の選定に当たっては、本事業計画において、立地条件、工事の難易度、事業費の面等から3案について検討を行ったうえで、立地条件に優れ、造成工事が容易で、事業費が少ないなど、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、「朝倉市原鶴地域振興計画」の中で掲げている原鶴温泉街の魅力を向上させるための事業であることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に基づき必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲は、本件事業により恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、朝倉市から申請のあった原鶴水辺広場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

朝倉市役所（商工観光課）

福岡県告示第947号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	事業名	認可年月日
筑後川土地改良区	維持管理事業	平成23年5月19日

公 告

公告

「福岡県指定確認検査機関の処分の基準（案）」及び「福岡県指定構造計算適合性判定機関の処分の基準（案）」について、平成23年3月18日から平成23年4月18日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理の上、「福岡県指定確認検査機関の処分の基準」及び「福岡県指定構造計算適合性判定機関の処分の基準」を設定しました。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

建築都市部建築指導課建築審査係

電話：092-643-3722

メールアドレス：kenshidou@pref.fukuoka.lg.jp

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品の名称

- (1) 男性警察官用合服上衣ほか
- (2) 男性警察官用冬服上衣ほか

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

- (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成23年4月12日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名

株式会社タツウラ

住所

福岡市東福津市中央4丁目21-7

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(1) 男性警察官用合服上衣	1着につき	16,800円
男性警察官用合活動服	1着につき	15,750円
男性警察官用合服ズボン	1着につき	8,925円
女性警察官用合服上衣	1着につき	17,850円
女性警察官用合活動服	1着につき	17,745円
女性警察官用合スカート	1着につき	7,245円
女性警察官用合服ズボン	1着につき	8,295円
女性警察官用合ベスト	1着につき	8,295円
(2) 男性警察官用冬服上衣	1着につき	17,850円
男性警察官用冬活動服	1着につき	16,800円
男性警察官用冬服ズボン	1着につき	9,345円
女性警察官用冬服上衣	1着につき	18,900円
女性警察官用冬活動服	1着につき	19,110円
女性警察官用冬服スカート	1着につき	7,560円
女性警察官用冬服ズボン	1着につき	8,925円
女性警察官用冬服ベスト	1着につき	8,505円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成23年2月28日

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る審査基準の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成23年6月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成23年6月1日から平成23年7月1日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部廃棄物対策課に備え置きます。

<p>雑 報</p>

北九州市告示第226号

公有水面埋立ての承認願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、その事件の要領を次のとおり告示し、出願の内容を記載した書面及び関係図書を公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有するものは、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

平成23年5月19日

北九州港港湾管理者 北九州市

代表者 北九州市長 北 橋 健 治

1 申請者の所在地及び名称並びに代表者の氏名

申請者 所在地 福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

名 称 国土交通省九州地方整備局

代表者 氏 名 国土交通省九州地方整備局長 中嶋章雅

2 埋立区域

(1) 位置

北九州市門司区新門司一丁目6番4、6番2、6番7及び無番地に接する地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑮の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑮の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 丸山三等三角点（北緯33度53分03秒5658、東経130度59分02秒0969）から173度24分26秒1,495.30mの地点

②の地点 ①の地点から206度16分02秒26.50mの地点

③の地点 ②の地点から116度14分42秒0.80mの地点

④の地点 ③の地点から206度16分03秒99.89mの地点

⑤の地点 ④の地点から308度20分13秒13.24mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から38度20分08秒12.33mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から308度20分07秒7.50mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から218度20分08秒12.33mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から308度20分18秒9.21mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から38度20分15秒20.33mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から308度07分34秒23.00mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から37度54分00秒0.20mの地点

⑬の地点 ⑫の地点から308度07分46秒6.83mの地点

⑭の地点 ⑬の地点から38度19分02秒66.52mの地点

⑮の地点 ⑭の地点から112度55分12秒32.17mの地点

(3) 面積

4,011.29㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

北九州市門司区新門司一丁目6番4、6番2、6番7及び無番地の地内並びに同町6番4、6番2、6番7及び無番地に接する地先公有水面

(2) 区域

次のイの地点からヌの地点までを順次結んだ線及びイの地点とヌの地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 丸山三等三角点（北緯33度53分03秒5658、東経130度59分02秒0969）から173度13分27秒1,467.04mの地点

㊦の地点 ①の地点から116度16分04秒62.40mの地点

㊧の地点 ㊦の地点から206度16分03秒214.75mの地点

㊨の地点 ㊧の地点から308度20分11秒142.02mの地点

㊩の地点 ㊨の地点から38度19分02秒123.51mの地点

㊪の地点 ㊩の地点から128度39分35秒15.84mの地点

㊫の地点 ㊪の地点から38度30分23秒25.93mの地点

- ㊦の地点 ㊧の地点から116度30分37秒10.31mの地点
- ㊨の地点 ㊦の地点から26度20分37秒20.71mの地点
- ㊩の地点 ㊨の地点から116度23分54秒19.37mの地点

(3) 面積

22,368.22㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 出願年月日

平成23年4月28日

6 縦覧場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局港営部港営課

7 縦覧期間及び縦覧時間

平成23年5月19日から同年6月8日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

8 意見書の提出要領

この埋立てについての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成23年6月8日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同上番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
23・5・18	3255	告示	862	6	○		15	表中	〇〇〇〇 大字吉野341番地	● 〃 341番地

発行 年月日	公報 番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考									
					上	下			正	誤	誤	誤	誤	誤	誤	誤	
23・4・1	3237 増刊①	告示	618	18		○	後から1		正	船揚場	幸町船揚場	京都郡苅田町幸町地先	- 2	30	-	-	-
											松山小型船溜まり船揚場	京都郡苅田町鳥越町1番61	- 2	30	-	-	-
					誤	船揚場	松山小型船溜まりD物揚場	京都郡苅田町鳥越町1番61	- 2	140	-	-	6.0				
							幸町船揚場	京都郡苅田町幸町地先	- 2	30	-	-	-				
19	○	1		正	船揚場	幸町船揚場	京都郡苅田町幸町地先	- 2	30	-	-	-					
						松山小型船溜まり船揚場	京都郡苅田町鳥越町1番61	- 2	30	-	-	-					
						本港第2船溜まり船揚場	京都郡苅田町幸町	- 2	30	-	-	-					
				誤	船揚場	松山小型船溜まりD物揚場	京都郡苅田町鳥越町1番61	- 2	140	-	-	6.0					
幸町船揚場	京都郡苅田町幸町地先	- 2	30			-	-	-									
本港第2船溜まり船揚場	京都郡苅田町幸町	- 2	30			-	-	-									